

新宿区景観まちづくり条例（素案）の概要

1．目的（第 1 条）

景観法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等の施策並びに新宿区における良好な景観の形成に係る施策を総合的に展開することにより、区の歴史的、文化的資源並びに自然環境と調和した良好な景観を保全及び継承し、地域特性に応じた良好な景観を新たに形成し、もって区への来訪を促すことにより地域を活性化し、潤いのある豊かな区民の生活環境を創出することを目的とする。

2．基本理念（第 2 条）

区民共有の財産である良好な景観を、区民等との協働、東京都および隣接区等との連携と協力により、保全し、創出する。

3．区、事業者及び区民の責務（第 3、4、5 条）

区：景観形成施策を総合的に策定・実施する、区民及び事業者の理解を深め意見の反映に努める、区民・事業者・国・他の自治体の有機的連携に努める

事業者：良好な景観形成に自ら努める、区の景観形成施策への協力

区民：良好な景観形成への積極的な関与、区の景観形成施策への協力、相互協力

4．国等に対する協力要請、必要な協議への対応（第 6 条）

5．景観まちづくり計画の区域を区分する地区（区分地区）の指定（第 8 条）

6．景観まちづくり計画の策定の手続き（第 8 条）

策定・変更における景観まちづくり審議会の関与 区民への周知

7．新宿区景観形成ガイドラインの策定（第 9 条）

新宿区景観形成ガイドラインの策定

策定・変更における景観まちづくり審議会の関与 区民への周知

8．景観事前協議制度（第10、11条）

事前協議の義務 協議開始日の規定

行為の制限や景観形成ガイドラインに適合しないときの要請

9．景観まちづくり計画に基づく届出対象行為についての規定（第12条）

届出対象としない行為の規定

10．変更命令等の対象となる行為等について規定（第13条）

変更命令等の対象となる行為（特定届出対象行為）を規定。建築物及び工作物の新築、色彩の変更等を特定届出対象行為とする。

11．催告、勧告及び公表等（第15条）

事前協議の届出をしない者、要請に従わない者等に対する催告

催告、勧告に従わない者の公表

12．催告・勧告・変更命令の手続（第15、16条）

景観まちづくり審議会の関与

13．景観まちづくり計画への適合の努力義務（第17条）

届出を要しない行為をするものにも景観まちづくり計画への適合を求める

14．景観重要建造物及び樹木に関する事項（第18～25条）

指定・解除時の景観まちづくり審議会の関与 告示

管理の基準及び手続等

15．支援策等（第26、27、28条）

景観協定の手続き 表彰制度 支援制度

16．景観まちづくり審議会（第29、30条）

設置 審議事項等 組織 小委員会の設置と審議の委任